

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 代議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の代議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 代議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 代議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 代議員会参考書類の記載事項（議案、議案につき代議員会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要及びその他代議員の議決権の行使について参考となると認める事項）
 - ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については、開催日の前日までになすべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が代議員会の目的事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときは、その旨）
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第37条第2項の規定により代議員が代議員会を招集する場合には、その代議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

（招集の通知）

第3条 代議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、理事長は、代議員会の開催日の2週間前までに代議員に対して書面（郵送又は電磁的方法）でその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、代議員会参考書類及び議決権行使書、その他必要な書類を送付しなければならない。
- 3 第1項の通知は、通知発出日が属する4月1日現在における代議員名簿に記載された代議員に対し、当該代議員名簿記載の住所又は電磁的方法の送付先に送付するものとする。
- 4 代議員が欠けた場合は、補欠の代議員を代議員名簿に記載し、第1項の通知を発送する。

（議決権の行使に関する基準日）

第4条 代議員会の議決権を行使できる代議員は、前条の通知を発送すべき代議員とする。

- 2 代議員名簿は毎月末ごとに更新・調製するものとする。

第3章 代議員会の開催

（会場の設営等）

第5条 代議員会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な事務局員等を配置する。

（代議員等の出席）

- 第6条 代議員会に出席する代議員は、会場の受付において都道府県名と氏名を名乗り、その資格を明らかにしなければならない。
- 2 代議員の代理人として代議員会に出席する代議員は、会場の受付において、委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

（代議員以外の者の出席）

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員会に出席しなければならない。

2 この法人の事務局員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て代議員会に出席することができる。

3 賛助会員、名誉会員、顧問及び参与は、理事長の招致により代議員会に出席することができる。ただし、顧問又は参与が代議員である場合は適用しない。

第4章 代議員会の議事

(議長の権限)

第8条 議長は、代議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 代議員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 代議員会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、代議員会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(定足数の確認)

第11条 議長は、代議員会の開会に際し、事務局に出席した代議員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(出席した代議員数)

第 12 条 前条の定足数の確認及び第 18 条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した代議員数とする。

- (1) 出席した代議員本人の数
- (2) 代理人を出席させた代議員の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した代議員の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した代議員の数

(議題の付議の宣言)

第 13 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 14 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。
- 3 法人法第 37 条の規定により代議員から招集の請求があった場合、法人法第 43 条の規定により代議員から提案があった場合、法人法第 44 条の規定により議案の提出があった場合、又は第 49 条第 3 項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその代議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第 15 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 16 条 代議員は、代議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第 1 項の動議が、代議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第 17 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その代議員会の議長を出席代議員の中から選出する。

3 代議員会の議長が、その代議員会において出席代議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採 決)

第 18 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。

6 法人法第 55 条各項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、調査する者を選任すること又は意見の陳述を求めることに賛成の意思が表明されたものとして取扱う。

7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

8 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(採決結果の宣言)

第 19 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成

数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第20条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第21条 代議員会を延期又は続行する場合は、代議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の代議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第23条 代議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び出席した議事録署名人はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第24条 議長は、欠席した代議員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 理事長は、代議員会の議事の経過及びその結果の概要を協会誌に掲載するものとする。

(議事録署名人)

第25条 議事録署名人は、代議員会に出席した代議員の中から議長が選任する。

(その他の代議員会役員)

第26条 議長が必要と認めるときは、代議員会の議決を経て、代議員会役員を置くことができる。

- (1) 副議長
- (2) 書記
- (3) その他代議員会運営上必要と認められる役員

第5章 事務局

(事務局)

第27条 代議員会の事務局事務は、この法人の事務局長がこれを行う。

第6章 雑則

(改 廃)

第26条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は代議員が代議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
 - ・ 議決権を有する代議員の総数（名）
 - ・ 総議決権数（個）
 - ・ 本日の出席代議員数（名）（議決権行使書提出数を含む）
 - ・ 本日出席の代議員が有する議決権数（個）
 - ・ 議事録署名人選任に関する事項
 - ・ 議決事項
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が代議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、代議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 代議員会に出席した理事及び監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名